

一般廃棄物処理施設の維持管理記録

年度	令和7年度
施設名称	入間市総合クリーンセンター（焼却施設）
所在地	入間市大字新久127番地1

項目	内容	基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
(※1)	処分した一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量	可燃ごみ (ton)	2,359.5	2,695.8	2,454.7	2,678.1	2,384.9	2,334.5	2,645.0	2,260.1	2,699.4				
(※2)	燃焼室中の燃焼ガスの温度（連続的に測定し、記録したもの）	測定を行った位置	-	1系燃焼装置出口付近											
		結果の得られた年月日	-	R7.5.1	R7.6.2	R7.7.1	R7.8.1	R7.9.1	R7.10.1	R7.11.4	R7.12.1	R8.1.5			
		測定の結果(°C)	800以上	930	859	871	876	874	865	870	823	831			
	測定を行った位置	-	2系燃焼装置出口付近												
		結果の得られた年月日	-	R7.5.1	R7.6.2	R7.7.1	R7.8.1	R7.9.1	R7.10.1	R7.11.4	R7.12.1	R8.1.5			
		測定の結果(°C)	800以上	871	876	875	874	876	867	867	867	828			
	測定を行った位置	-	3系燃焼装置出口付近												
		結果の得られた年月日	-	R7.5.1	R7.6.2	R7.7.1	R7.8.1	R7.9.1	R7.10.1	R7.11.4	R7.12.1	R8.1.5			
		測定の結果(°C)	800以上	862	865	868	863	864	870	855	827	825			
(※2)	集じん器に流入する燃焼ガスの温度（連続的に測定し、記録したもの）	測定を行った位置	-	1系ろ過式集じん器入口付近											
		結果の得られた年月日	-	R7.5.1	R7.6.2	R7.7.1	R7.8.1	R7.9.1	R7.10.1	R7.11.4	R7.12.1	R8.1.5			
		測定の結果(°C)	200以下	191	190	191	190	191	190	191	181	183			
	測定を行った位置	-	2系ろ過式集じん器入口付近												
		結果の得られた年月日	-	R7.5.1	R7.6.2	R7.7.1	R7.8.1	R7.9.1	R7.10.1	R7.11.4	R7.12.1	R8.1.5			
		測定の結果(°C)	200以下	192	192	192	192	192	190	191	192	181			
	測定を行った位置	-	3系ろ過式集じん器入口付近												
		結果の得られた年月日	-	R7.5.1	R7.6.2	R7.7.1	R7.8.1	R7.9.1	R7.10.1	R7.11.4	R7.12.1	R8.1.5			
		測定の結果(°C)	200以下	192	192	192	192	192	191	193	184	184			
(※3)	煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度（連続的に測定し、記録したもの）	測定を行った位置	-	1系煙道の排ガス採取口											
		結果の得られた年月日	-	R7.5.1	R7.6.2	R7.7.1	R7.8.1	R7.9.1	R7.10.1	R7.11.4	R7.12.1	R8.1.5			
		測定の結果(ppm)	50以下	21	20	22	22	26	24	22	22	23			
	測定を行った位置	-	2系煙道の排ガス採取口												
		結果の得られた年月日	-	R7.5.1	R7.6.2	R7.7.1	R7.8.1	R7.9.1	R7.10.1	R7.11.4	R7.12.1	R8.1.5			
		測定の結果(ppm)	50以下	17	18	20	25	26	24	21	19	18			
	測定を行った位置	-	3系煙道の排ガス採取口												
		結果の得られた年月日	-	R7.5.1	R7.6.2	R7.7.1	R7.8.1	R7.9.1	R7.10.1	R7.11.4	R7.12.1	R8.1.5			
		測定の結果(ppm)	50以下	20	20	23	26	28	28	22	20	21			
冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去	除去を行った年月日	-	常時機械除去												
(※4)	煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度（1回/年）	採取した位置	-	1系煙突内の排ガス採取口											
		採取した年月日	-	-	-	-	R7.7.16	-	-	-	-	-	-	-	-
		結果の得られた年月日	-	-	-	-	R7.8.19	-	-	-	-	-	-	-	-
	測定の結果 (ng-TEQ/m ³)	5以下	-	-	-	0.88	-	-	-	-	-	-	-	-	
	採取した位置	-	2系煙突内の排ガス採取口												
		採取した年月日	-	-	-	-	R7.7.17	-	-	-	-	-	-	-	-
		結果の得られた年月日	-	-	-	-	R7.8.19	-	-	-	-	-	-	-	-
	測定の結果 (ng-TEQ/m ³)	5以下	-	-	-	0.49	-	-	-	-	-	-	-	-	
	採取した位置	-	3系煙突内の排ガス採取口												
採取した年月日		-	-	-	-	R7.7.18	-	-	-	-	-	-	-	-	
結果の得られた年月日		-	-	-	-	R7.8.19	-	-	-	-	-	-	-	-	
測定の結果 (ng-TEQ/m ³)	5以下	-	-	-	0.6	-	-	-	-	-	-	-	-		
(※5)	煙突から排出される排ガス中のばいじん濃度又はばいじん濃度（6回/年）	採取した位置	-	1系煙突内の排ガス採取口											
		採取した年月日	-	-	R7.5.22	-	R7.7.16	-	R7.9.29	-	R7.11.28	-	-	-	-
		結果の得られた年月日	-	-	R7.6.25	-	R7.8.26	-	R7.10.27	-	R7.12.22	-	-	-	-
		ばいじん濃度測定の結果 O ₂ 12%換算値 (g/m ³)	0.15以下	-	<0.001	-	<0.001	-	<0.001	-	<0.001	-	-	-	-
		窒素酸化物濃度測定の結果 O ₂ 12%換算値 (vol ppm)	180以下	-	16	-	27	-	17	-	32	-	-	-	-
		塩化水素濃度測定の結果 O ₂ 12%換算値 (mg/m ³)	200以下	-	13	-	6.1	-	2.2	-	5	-	-	-	-
		硫酸酸化物排出量測定の結果 (mN/h)	80以下	-	0.9	-	<0.1	-	<0.01	-	<0.01	-	-	-	-
		採取した位置	-	2系煙突内の排ガス採取口											
		採取した年月日	-	-	R7.5.29	-	R7.7.17	-	R7.9.17	-	R7.11.27	-	-	-	-
	結果の得られた年月日	-	-	R7.6.25	-	R7.8.26	-	R7.10.27	-	R7.12.22	-	-	-	-	
	ばいじん濃度測定の結果 O ₂ 12%換算値 (g/m ³)	0.15以下	-	<0.001	-	<0.001	-	<0.001	-	<0.001	-	-	-	-	
	窒素酸化物濃度測定の結果 O ₂ 12%換算値 (vol ppm)	180以下	-	21	-	22	-	19	-	23	-	-	-	-	
	塩化水素濃度測定の結果 O ₂ 12%換算値 (mg/m ³)	200以下	-	20	-	7.4	-	10	-	10	-	-	-	-	
	硫酸酸化物排出量測定の結果 (mN/h)	80以下	-	<0.1	-	<0.1	-	<0.1	-	<0.01	-	-	-	-	
	採取した位置	-	3系煙突内の排ガス採取口												
		採取した年月日	-	-	R7.5.30	-	R7.7.18	-	R7.9.19	-	R7.11.26	-	-	-	-
		結果の得られた年月日	-	-	R7.6.25	-	R7.8.26	-	R7.10.27	-	R7.12.22	-	-	-	-
		ばいじん濃度測定の結果 O ₂ 12%換算値 (g/m ³)	0.15以下	-	<0.001	-	<0.001	-	<0.001	-	<0.001	-	-	-	-
窒素酸化物濃度測定の結果 O ₂ 12%換算値 (vol ppm)		180以下	-	15	-	18	-	21	-	27	-	-	-	-	
塩化水素濃度測定の結果 O ₂ 12%換算値 (mg/m ³)		200以下	-	12	-	9.4	-	6.5	-	6.7	-	-	-	-	
硫酸酸化物排出量測定の結果 (mN/h)	80以下	-	<0.1	-	<0.1	-	<0.1	-	<0.01	-	-	-	-		

(※1) 処理数量は、ごみクリーンの計量値による。
 (※2) 燃焼ガス温度の測定結果は、施設運転時の月平均温度。基準値については、「一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準」による。
 (※3) 一酸化炭素濃度の測定結果は、施設運転時の月平均濃度。基準値については、「入間市総合クリーンセンター建設等に関する協定書」による。
 (※4) 基準値は、「ダイオキシン類対策特別措置法」による。
 (※5) ばいじん濃度の基準値は、「大気汚染防止法」による。
 窒素酸化物濃度の基準値は、埼玉県「工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導方針」による。
 塩化水素濃度の基準値は、埼玉県「大気汚染防止法第四條第一項の規定に基づき、排出基準を定める条例」による。
 硫酸酸化物排出量の基準値は、「大気汚染防止法」による。K値=9
 (※) ばいじん又は焼却灰の焼成及び固形燃料に関する事項については、該当しないため表記しておりません。